

平成 24 年 3 月

各 位

財団法人新潟県環境保全事業団  
エコパークいずもざき管理事務所

### 廃棄物の受入基準の変更について

日頃から、当事業団の運営についてご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、この度エコパークいずもざきでは、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと非飛散性アスベストの受入基準等を変更することとしました。詳細については下記をご覧ください。

### 記

#### (1) 「アスベスト含有状況調査書」の提出について

現在、解体に伴って発生したガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボードを含む）等については、アスベストの含有の有無に係らず「アスベスト含有状況調査書」の提出を受入基準の一つとしていますが、今後は受入基準から外し、当該調査書の提出を不要とします。

#### (2) アスベストが含有していない廃棄物の受入基準について

解体に伴って発生したガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボードを含む）のうち、アスベストの含有の無い物については、当該廃棄物の安全性を証明するために「アスベスト無含有調査書」（別紙）の提出を受入基準に加えました。

以上の変更内容を、利用の手引き等に掲載しているガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと非飛散性アスベストの受入基準一覧表に反映をし、次頁に掲載のものとします。

○ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと非飛散性アスベストの受入基準一覧

種 類		受 入 基 準
及 び 陶 磁 器 く ず	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず(石膏ボ ードを除く)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最大長がおおむね 30cm 以下であること。</li> <li>2 中空の状態でないこと。</li> <li>3 木片やプラスチック類等は除去されていること。</li> <li>4 アスベスト無含有調査書を搬入時に提出すること。</li> </ol>
	石膏ボード	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最大長がおおむね 50cm 以下であること。</li> <li>2 中空の状態でないこと。</li> <li>3 飛散防止措置が講じられていること。</li> <li>4 木片やプラスチック類等は除去されていること。</li> <li>5 アスベスト無含有調査書を搬入時に提出すること。</li> </ol>
ア ス ベ ス ト	ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず(石 膏ボード以外のアスベ スト含有物)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1t以下のフレコンバックに入れてあるか梱包してあること。</li> <li>2 最大長がおおむね 2m 以下であること。</li> <li>3 中空の状態でないこと。</li> <li>4 異物が除去されていること(一体化しているものを除く)。</li> <li>5 積み下ろしは搬入者が行うこと。</li> </ol>
	石膏ボード	<p>(注: Pタイルの場合、マニフェスト上は「廃プラスチック類」扱いとなります。)</p>

(注) 受入基準の変更により、アスベスト含有状況調査書の提出は不要としましたが、労働安全衛生法石綿障害予防規則では、建築物又は工作物の解体等を行う際、あらかじめアスベストの使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくことが義務付けられていますので、遵守をお願いします。

担当：エコパークいずもざき管理事務所  
管理課 青田  
TEL:0258-41-7800 FAX:0258-41-7802

## アスベスト無含有調査書

搬入年月日 :

排出事業者名 :

担当者 (TEL) :

種類 <sup>1)</sup>	メーカー名・ 製品名等	製造年月	発生量 <sup>2)</sup>	判定理由 <sup>3)</sup> (分析結果・メーカー証明書等の 添付がある場合、その旨を記載)

注1) 種類欄は、タイル、石膏ボード、スレート、住宅屋根用化粧スレート、サイディング、けい酸カルシウム板、パルプセメント板、スラグ石膏板、耐火被覆板、押出成形品、ロックウール、ビニル床タイル等の別を記載する。

2) 発生量は、t (重量)、m<sup>3</sup> (容積)、m<sup>2</sup> (施工面積) 等で記載。

3) 判定理由欄は、図面確認、製品名・製造年月日の照合、分析結果又はメーカー証明書の添付の有無などを記載する (ロックウールの場合は、必ず分析結果又はメーカー証明書等を添付すること)。